

## ○公立大学法人福岡県立大学職員給与の臨時特例に関する規程

法人規程第 61 号  
平成 25 年 7 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、福岡県からの給与の減額措置についての要請を踏まえ、公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号。以下「職員給与規程」という。）、公立大学法人福岡県立大学教員年俸規程（法人規程第 15 号。以下「教員年俸規程」という。）、公立大学法人福岡県立大学特任教授給与規則（法人規則第 75 号。以下「特任教授給与規則」という。）、及び公立大学法人福岡県立大学職員の管理職手当に関する要綱（以下「管理職手当要綱」という。）の特例を定めるものとする。

(職員給与規程の特例)

**第 2 条** この規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員給与規程第 6 条に定める給料月額（以下「給料月額（就業規則附則第 3 項に規定する承継職員は、職員給与規程附則第 9 号から第 11 号（平成 18 年 4 月 1 日施行）による額）」という。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる給料表及び職務の級に応じて定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
教育職給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 及び 3 級	100 分の 7.77
	4 級	100 分の 9.77
事務職給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 7.77
	3 級	100 分の 9.77

2 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当

管理職手当要綱第 2 条に定める管理職手当額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(2) 職員給与規程第 29 条第 1 項から第 5 項に定める休職者の給与

当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

- イ 職員給与規程第 29 条第 1 項 前項及び前号に定める額
  - ロ 職員給与規程第 29 条第 2 項及び第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
  - ハ 職員給与規程第 29 条第 4 項 前項に定める額に 100 分の 60 以内を乗じて得た額
  - ニ 職員給与規程第 29 条第 5 項 前項に定める額に 100 分の 100 以内を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、職員給与規程第 19 条、第 30 条第 1 項第 4 号、第 31 条第 1 項に規定する勤務 1 時間あたりの給与額は、同規程第 23 条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した給与額から給料月額勤務 1 時間あたりの額(給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間あたりの勤務時間に 52 を乗じたものから平成 25 年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に 7 時間 45 分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額をいう。)に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(教員年俸規程の特例)

- 第 3 条** 特例期間においては、教員年俸規程第 6 条及び第 8 条第 1 項に定める基本年俸の支給に当たっては、同規程第 8 条第 1 項に定める基本年俸の月割額（以下「月割額」という。）から、月割額に、次の表に掲げる公立大学法人福岡県立大学組織規則（法人規則第 1 号）別表 1 に基づく当該職員の職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額の範囲内で理事長が定めた額を減ずる。

職	割合
助手	100 分の 4.77
助教	100 分の 4.77
講師	100 分の 7.77
准教授	100 分の 7.77
教授	100 分の 9.77

- 2 特例期間においては、教員年俸規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当

管理職手当規則第 2 条に定める管理職手当額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(2) 教員年俸規程第 18 条第 1 項から第 5 項に定める休職者の給与

当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額

イ 教員年俸規程第 18 条第 1 項 前項及び前号に定める額

ロ 教員年俸規程第 18 条第 2 項及び第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80 を乗

じて得た額

ハ 教員年俸規程第 18 条第 4 項 前項に定める額に 100 分の 60 以内を乗じて得た額

ニ 教員年俸規程第 18 条第 5 項 前項に定める額に 100 分の 100 以内を乗じて得た額

3 特例期間においては、教員年俸規程第 17 条、第 19 条、第 20 条第 1 項に規定する勤務 1 時間あたりの給与額は、同規程第 16 条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した給与額から、月割額の範囲内で理事長が定めた額の勤務 1 時間当たりの額（前条第 3 項に準じ算出した額）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（特任教授給与規則の特例）

**第 4 条** 特例期間においては、特任教授給与規則による基本年俸の月割額の支給に当たっては、当該月割額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（端数計算）

**第 5 条** 前条までの規定により、給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（この規程の施行に関し必要な事項）

**第 6 条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。